



平成 28 年 5 月 16 日

各 位

大阪市中央区淡路町三丁目 6 番 3 号  
ステラケミファ株式会社  
代表取締役 深田 純子

(コード番号 4109 東1)

(問合せ先) 取締役執行役員総務兼経理部長 宮下雅之  
TEL 06-4707-1511

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、平成 28 年 6 月 16 日開催予定の第 73 期定時株主総会に、定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む。）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものです。
- (2) 非業務執行取締役が期待される役割を十分に発揮するとともに、今後も相応しい人材を招聘できる環境を整えるため、会社法第 427 条第 1 項に定める責任限定契約の締結を可能とするべく定款第 26 条の新設を行うものです。  
なお、この責任限定契約に関わる定款第 26 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 今後の事業展開および経営基盤の充実強化に備えるとともに、監査等委員である取締役を選任することにより取締役会の経営監督機能の強化を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）員数の上限を 10 名から 12 名に増員するとともに、監査等委員である取締役員数の上限を 5 名と新設し、現行定款第 17 条を変更するものです。
- (4) 法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて予め選任する補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間の定めとして、定款第 18 条第 4 項を新設するものです。
- (5) その他、上記の各変更に伴う所要の新設・変更を行うとともに、一部文言の修正を行うものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成 28 年 6 月 16 日
定款変更の効力発生日（予定）	平成 28 年 6 月 16 日

以上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 条～第 16 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の定員) 第 17 条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第 18 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略) (新 設)</p> <p>(取締役の任期) 第 19 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 20 条 取締役会は、その決議によって、当社を代表すべき取締役若干名を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>第 1 条～第 16 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の定員) 第 17 条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、<u>12</u>名以内とし、<u>監査等委員である取締役は、5名以内</u>とする。</p> <p>(取締役の選任) 第 18 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって</u>選任する。</p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり) <u>4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期) 第 19 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 20 条 取締役会は、その決議によって、当社を代表すべき取締役若干名を取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の中から選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会)</p> <p>第 21 条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>4 <u>取締役会の運営方法その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会招集の通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>4 <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(取締役会規程)</u></p> <p>第 22 条 <u>取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 22 条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 23 条 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 25 条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第 26 条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である取締役を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会)</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>第 27 条 当社は、監査等委員会を置く。</u></p> <p><u>2 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>3 監査等委員全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第 28 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第 29 条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p><u>(監査役および監査役会)</u></p> <p><u>第 24 条 当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の定員)</u></p> <p><u>第 25 条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の選任)</u></p> <p><u>第 26 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第 27 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第 28 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役若干名を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会)</u>  第 29 条 <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u>  2 <u>監査役会の運営方法その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u>  第 30 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 31 条～第 32 条 (条文省略)</p>	<p>第 30 条～第 31 条 (現行どおり)</p>
<p><u>(会計監査人の報酬等)</u>  第 33 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u>  第 32 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第 34 条～第 37 条 (条文省略)</p>	<p>第 33 条～第 36 条 (現行どおり)</p>

以 上